

## 日本赤十字看護大学公的研究費事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、適正な運営・管理を行うことを目的とする。

(法令の遵守)

第2条 本学における公的研究費の取扱いについては、次の各号に定めるもののほか、交付等の際の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）
- (3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）
- (4) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）
- (5) 厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年4月9日厚生省告示第130号）
- (6) その他法令等に定めるもの

(規定の優先)

第3条 公的研究費の執行に当たっては、配分機関が定める執行規定と本学規定が異なる場合には、配分機関の規定を優先する。

(経理及び事務委任)

第4条 公的研究費の適正な運営及び管理のため、公的研究費を獲得した研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という。）は、公的研究費の管理及び経理を最高管理責任者に委任しなければならない。

2 最高管理責任者は、実務上、公的研究費の管理及び経理を統括する責任者として、統括管理責任者に委任する。

3 統括管理責任者は、公的研究費の出納を事務局経理課（以下「経理課」という。）に行わせる。

4 統括管理責任者は、公的研究費に係る支払事務等の諸手続き及び資金管理を経理課公的研究費担当者に行わせる。

(証拠書類等の保管)

第5条 公的研究費に係る収支簿及び証拠書類等は、経理課において、当該研究事業完了後10年間保管しなければならない。

(公的研究費の管理)

第6条 公的研究費は、本学が作成する公的研究費の区分ごとの専用口座に預金し、管理する。

2 直接経費の預金により生じた利息については、当該研究を遂行するために必要な経費に充当する。

(帳簿)

第7条 経理課は、直接経費について科学研究費補助金収支簿を備え、研究課題別にその収支状況を常に把握しその費目別の用途を明らかにしなければならない。

(直接経費の事務処理等)

第8条 物品費の支出については、本学における個人研究費の取扱いに準じて、物品の発注・検収を適切に行う。

2 旅費及び謝金の支出については、本学における個人研究費の取扱いに準じて適切に行う。なお、航空機の利用にあたっては、搭乗券の半券及び航空運賃の領収書等の提出を求める。

3 前項による公的研究費の支払いは、支出申請書により行う。

4 公的研究費の直接経費の支払いに係る口座振込手数料は、当該直接経費から支出する。

(直接経費の使用開始)

第9条 公的研究費の使用は内定通知又は契約締結の日から開始することができる。ただし、配分機関の規定に特別な定めがあるものはそれに従う。

2 継続課題については、公的研究費の使用を当該継続年度の4月1日から開始することができる。

(会計年度)

第10条 公的研究費の会計年度について、複数年度にまたがる経費は、当該年度に相当する分の経費のみを、当該年度内に執行しなければならない。ただし、配分機関が繰越しを認めている場合はこの限りではない。

(設備備品等の寄付・返還)

第11条 研究者は、直接経費により購入した物品（1件20万円以上）又は図書を購入後直ちに大学に寄付する。ただし、5万円未満の図書の場合は、研究上の支障がなくなる時に寄付する。

2 前項の寄付手続きは、研究者が品名、規格、数量、単価、金額を明記した寄付申込書（所定様式）により行う。

3 設備備品を本学に寄付した研究者が、他の研究機関に転属することとなった場合において、新たに所属する研究機関において当該設備備品を使用するために、その寄付した設備備品の返還を申し出た場合は、その設備備品を返還する。

(設備備品等の処分)

第12条 公的研究費で購入した設備備品等については、本学の規程に基づき適切に処分する。

(用品の管理・返還)

第13条 研究者は、直接経費より購入した用品（1件20万円未満の換金性の高い物品）については、研究機関による管理対象物となっているため、研究者が所属する所管の物件となり、研究者が管理責任者となる。

2 前項により購入した用品について、他の研究機関へ異動する等、持ち出しを希望する場合は、補助条件等に認められている場合に限り、所属長の承認を得たうえで、返還手続きにより、当該研究者へ返還する。

(用品の処分)

第14条 前条で購入した用品については、本学の規程に基づき適切に処分する。

(間接経費)

第15条 別に定める「日本赤十字看護大学における公的研究費に係る間接経費取扱要領」に従って取り扱う。

(収支報告)

第16条 公的研究費の収支については、経理課において当該年度の会計記録を集計し収支の状況を明らかにする。

2 収支報告については、所定の様式に基づき当該配分機関へ速やかに提出のうえ、最高管理責任者に報告する。

(事故等の報告)

第17条 研究者は、公的研究費による研究中に事故等が発生したときは、直ちにその旨を統括管理責任者に報告した後、最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用による研究費の返還)

第18条 研究者の不正な使用による研究費の返還が生じた場合は、当該研究者が負担することを原則とする。

(要領の改廃)

第19条 この要領の改廃は、不正防止委員会の議を経て、最高管理責任者が行う。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年3月26日から施行する。

1 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

2 「日本赤十字看護大学科学研究費補助金事務取扱規則（平成20年4月1日施行）」は、令和4年1月31日をもって廃止する。